

○組合の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例

[ 平成28年3月8日 ]  
[ 条例第4号 ]

組合の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法に関する条例（平成8年条例第2号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この条例は、名寄地区衛生施設事務組合の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。

（報酬）

**第2条** 監査委員及び地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関の委員の報酬は、次の各号のとおりとする。

- (1) 監査委員 日額 3,000円
- (2) 行政不服審査会委員 日額 7,100円
- (3) 前号に掲げる以外の委員 日額 3,000円

2 名寄地区衛生施設事務組合情報公開・個人情報保護審査会が行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求に関する審査を行うときは、行政不服審査会の委員の報酬額を適用する。

（費用弁償）

**第3条** 監査委員及び前条第1項の規定に基づき設置された附属機関の委員が招集に応じ、又は職務に従事したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の日当の額は、職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和39年条例第5号）による日当額とする。

3 前項に定めるもののほか支給する旅費の額及びその支給方法は、職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和39年条例第5号）により支給する。

**附 則** （平成28年3月8日 条例第4号）

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

第5類 給与〔組合の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に  
関する条例〕

---